福井海区漁業調整委員会会議次第(第22期第9回)

- 1 日時 令和4年10月6日(木) 13時30分~15時00分
- 2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール
- 3 出席者

(会長) 小林 利幸(会長代理) 鈴木 聖子、(委員) 平野 仁彦、木邑 康和、森 修、髙橋 武一、櫻木 忍、東村 玲子(Web)、富岡 啓二、常廣 正範

(事務局) 石田 敏一、石本 健治、西口 智則、児玉 晃治、長島 拓也 柘植 卓実

(水産課) 竹内 敏郎

4 議題

- (1) 諮問事項
 - ・知事管理漁業における制限措置、申請期間の設定について
- (2) 協議事項
 - ・知事管理漁業の許可取扱方針の一部改正について
- (3) 報告事項
 - ・令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果および 令和 4 年度 4 県 5 海区漁業調整委員会会議への提出要望について
- (4) その他
- 6 議事録署名委員指名
- 小林会長: それでは、議事に入る前に、議事録署名員を御指名いたします。平野委員と 森委員にお願いをいたします。

7 議事

小林会長: それでは、諮問事項、知事管理漁業(自家用え取り網漁業、なまこけた網漁業、たこつぼ漁業、あわび漁業、なまこ漁業)における制限措置、申請期間の設定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、知事許可漁業に関する制限措置、申請期間について御説明をさせ

ていただきます。

資料は、右肩、資料1と書かれたものですが、紙のサイズ、印刷の都合上、3から8ページの大きな表の部分を別冊に分けさせていただいております。A4の資料1が一つと、A3の資料1、それぞれ一つずつございます。不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

改めて、説明に入ります。

資料1の表紙1ページを御覧ください。

本議題は、度々本委員会で御審議いただいているもので、福井県が漁業調整規則に定めた知事許可漁業について、その許可を行うために定める必要のある制限措置と申請期間を定めるため、これらの案について海区委員会の意見を聞くものです。

今回制限措置を定めるべき漁業は、自家用え取り網漁業、なまこけた網漁業、 たこつぼ漁業、あわび漁業、なまこ漁業の5つが対象となっております。

このうち、資料の番号1から3の漁業の許可については、今回が漁業法の改正並びに漁業調整規則の改正の後、初めての更新となります。そのため、改正前の許可証に記載していた制限または条件の中身が制限措置に移行されております。

制限措置に移行した内容としましては、操業区域、操業時期、それからトン数の制限等が移行されました。ただ、実際具体的な内容は全く変えておらず、記載する場所が制限措置本当に移るというもので、実質のところ、法と規制の改正に対応するためのものでございます。

また、4から5のあわび漁業、なまこ漁業の両者につきましては、美浜町の 漁業者の方から経営安定化のため増枠をお願いしたいという要望があったため、 新規の許可の枠、許可をするべき数というものを定めるために制限措置を設定 いたします。

それでは、A4の資料2ページ目にございます県知事からの諮問文を朗読いたします。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

知事許可漁業における制限措置および申請期間について (諮問)。

このことについて、福井県漁業調整規則第11条第1項および第3項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置と申請すべき期間を定めたいので、貴委員会の意見を求めます、というものです。

続けまして、別冊とさせていただいたA3の資料1、3ページから8ページ まで番号が振ってございます。そちらを御覧ください。

こちらに、それぞれの5つの漁業の制限措置と申請期間の内容をお示しして

おります。

制限措置の中には、使用する漁船の要件であったり、許可をすべき数であったり、操業区域、漁業の時期、行う者の資格というものが含まれております。

今回、実質的には現在の許可の期限切れが近いため、新しい許可を出すため に許可の枠をもう一度改めて設定するというものとなりますが、更新時期と合 わせて新規起業したいという先ほどのあわび漁業、なまこけた網漁業の中でも 要望があったため、一部許可枠が微増しているところがございます。

また、表の末尾、表の外に赤字で申請すべき期間、設定する申請すべき期間 を記してあります。

また、今回定める漁業のうち、自家用え取り網漁業につきましては、過去にほかの漁業との調整が行われた結果、現在はかなり細分化された操業範囲、時期、そして時間が定められているため、参考としまして、A4の資料1枚めくっていただいたところ、9ページ以降に説明の図を用意してございます。

こちらは、今の議題である制限措置における操業の範囲、操業の時期に加えまして、次の議題でまた許可の条件というものを協議いただくのですが、そちらでも規定のある操業の時間を総合した実際のところ操業できる範囲、時期、時間を全て含んだ解説となっております。

以上で資料1、知事許可漁業に関する制限措置、申請期間の御説明を終わらせていただきます。

事務局としましては、今回の漁業許可の更新並びに新規の許可のための制限 措置、申請期間の設定について、資料1のとおりとさせていただきたく思いま す。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

小林会長: ただいま事務局から説明がございましたが、何か御質問ございませんか。何かないですか。

なければ、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申すること でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林会長:ありがとうございます。

それでは、協議事項、知事管理漁業(小型機船底びき網、たこつぼ漁業)の 許可取扱方針の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 議題1に引き続き、知事許可漁業に関する取扱方針の一部改正について御説明させていただきます。

資料は、資料2、A4のものが一部、18ページまでございます。不足のある委員様はいらっしゃいますでしょうか。

改めて説明に入らせていただきます。

資料2の表紙、1ページを御覧ください。

本議題においては、小型機船底びき網漁業、こちらは通常の底びきに加え、 先ほどのなまこけたや、え取り網等が含まれるものですが、その小型機船底び き網漁業とたこつぼ漁業、こちらの許可の取扱方針の改正について御審議いた だきたく思います。

改正の目的としては、漁業法並びに漁業調整規則改正後の状況に内容を合わせるためというものでございます。

詳細な内容の御説明に入ります。

資料2、1枚めくっていただきますと、小型機船底びき網漁業の取扱方針の 改正案、そして17から18ページ、最後の1枚にはたこつぼ漁業の取扱方針、 本文の改正案がございますので、1ページの概要と併せて御覧ください。

漁業法と調整規則の改正の対応についてですが、さきの議題において御審議 いただきました制限措置が関係しております。

漁業法の改正前には、取扱方針、今御審議いただいている取扱方針に基づいて許可証の記載内容を決めておりました。改正後には、それが操業範囲や操業の時期など、その取扱方針の中身の一部が法と規則に基づく制限措置に移行いたしました。先ほどの資料1がそれに当たるものです。

つまり、今の状態ですと取扱方針と制限措置の両方において、同じ操業範囲などの項目を二重に規定することとなってしまっている状況になっております。今回の改正においては、重複した部分を制限措置に移行したとして削除しまして、制限措置と取扱方針、それぞれを独立させるものでございます。操業範囲・時期等の一部は移行、許可の条件といったところ、一部は取扱方針に残存という形にはなりますが、変更となるのはこちらも記載する場所、取扱方針なのか制限措置なのかといったところのみであり、具体的な内容の変更はございません。

また、17ページのたこつぼ漁業の取扱方針、こちらに関しましては、許可の条件のみを規定する簡素なものであったことから、今回併せて文面を赤字のとおり、ほかの漁業の取扱方針のものと合わせることとさせていただきたく思います。

以上で資料 2、知事許可漁業の許可取扱方針の一部改正についての御説明を 終わります。

総括しまして、漁業法と調整規則の改正への対応ということになりますので、 今後の漁業許可制度の運用のため、事務局としては資料のとおり改正したいと 考えます。

御協議のほどよろしくお願いいたします。

小林会長: ただいま事務局から知事管理漁業の許可取扱方針の一部改正について、事務

局案が示されましたが、どなたか御質問ございませんか。

東村委員:これは、ただ場所が変わっただけということですか。内容は全然、そのままで移行したというだけの話。

事務局 : さようでございます。

東村委員:分かりました。ずっと見ても分かりにくかったもので。

小林会長:ほかに何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

小林会長:では、知事管理漁業許可取扱方針を一部改正することに異議ございませんか。 (「はい」の声あり)

小林会長:ありがとうございます。

それでは、協議事項については、以上といたします。

それでは、報告事項、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果 および令和4年度4県5海区漁業調整委員会会長会議への提出要望について、 事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、事務局から説明をさせていただきます。

まず、説明の前に資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付している資料のうち、資料3と右肩に記載されたA4の用紙が 1 枚、続いて資料3-2と記載された折り畳まれたA3の資料が1 枚、最後に 資料3-3と記載されたA4の資料が1 部、こちらはもし不足等ございますようでしたら事務局のほうまでお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料3を御覧ください。

今回報告をさせていただく令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動及び北陸4県5海区の漁業調整委員会会長会議について少し説明をさせていただきます。

まず、各海区から省庁への要望活動の内容については、北陸4県5海区漁業調整委員会、日本海ブロック会議、全国海区漁業調整委員会の順に取りまとめられており、その要望の内容について翌年度の総会で協議をして決定しています。

本年度実施した要望活動の内容は、令和3年度に各海区から提出された要望 に対する各省庁からの回答となります。

今年度の要望活動は7月に開催されており、本海区からは小林会長及び石田 書記長に御出席していただきました。

また、今回の要望活動における回答を受け、来年度の要望について北陸4県 5海区の漁業調整委員会会長会議資料として、事務局から提出をさせていただいております。 本来であれば、本海区委員会の中で内容を協議してから提出させていただくのですが、事務局の都合により、資料提出前に委員会を開催することが難しく、今回は小林会長と鈴木会長代理に資料内容を確認していただいた後に要望を提出させていただきました。

皆様には報告という形で説明をさせていただくことになりましたが、今回の報告内で要望に変更が生じた際には、10月18日に開催予定の日本海ブロック会議において修正をさせていただく予定です。

また、日本海ブロック会議には鈴木会長代理及び事務局のほうで参加をさせていただく予定です。

それでは、資料3-2を御覧ください。

各省庁からの内容は量が膨大なため、福井海区からの要望と、それに関連した回答のみ取りまとめて資料とさせていただきました。

資料の構成としては、表の左列が課題、表の中央が福井海区からの要望内容、 右列がその要望に対する各省庁からの回答となっております。

まず、課題の沿岸漁業と大中まき網との調整について御説明をさせていただきます。

こちらの課題は、かなり長い間要望活動を続けている内容となりますが、沿 岸漁業者と大中まき網の漁業者の調整について、大中まき網漁業者の資源管理 措置への参画、促進等について要望を行っております。

これに対し水産庁から、一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるため、引き続き漁業者間の協議が行われるように対応するということで回答がありました。

続いて、ミニボート利用者の海難事故と漁業被害の防止について御説明させていただきます。

皆さん御存じかとは思いますが、ミニボートは免許が不要という特性上、使用する遊魚者が多いため、それに伴い漁場でのトラブルも現場では多く見受けられます。そのようなトラブルを防ぐために、ミニボートの航海範囲や航行に対する制限、また利用者への保険加入促進等について省庁へ要望を行っております。

この要望に対し水産庁からは、ホームページへの掲載や業界関係者に対する情報共有等の広報活動の実施をしている。また、普及活動の推進を行うという回答を受けており、あわせて国土交通省からは保険加入率向上に向けて取り組んでまいりたいということで回答をいただいております。

続いて、外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について説明をさせていた だきます。

福井県では、大和堆において底びき網の操業をしておりますが、韓国や中国

船といった違法操業による漁場の占有や放置漁具の課題が見られます。このような課題の解決として、違法操業に対する厳正な取締りの継続、放置漁具の海 底清掃に対する事業拡充を要望しています。

これに対し水産庁からの回答は、海底清掃については漁業者支援のため必要な額の確保を継続して進めていく。違法操業については、引き続き海上保安庁と連携し、漁業者が安全に操業できるように努めると回答がありました。

続いて、クロマグロの資源管理について御説明をさせていただきます。

大中型まき網漁業と沿岸の定置網漁業間の配分割合や小型魚の放流技術確立の問題に対して、定置網におけるクロマグロの選別・放流技術を早期に確立することや、定置漁業の不規則な漁獲特性に配慮した迅速かつ柔軟な対応ができるように要望を行っております。

水産庁の回答としては、令和3年度から定置網漁業等における混獲の防止や 魚種選択制を向上させる技術の開発を進めている。混獲回避や放流事業等の厳 しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確 保に努めるとともに、必要な事項について関係省庁と情報共有を図ってまいり たいと回答がありました。

最後に、海区漁業調整委員会の運営について御説明させていただきます。

海区調整委員会の開催について、ウェブ会議のための端末導入に係る費用の 国からの補助利用、コロナ等の現状を加味した委員会の書面決議について要望 を行っております。

こちらの要望について、全国海区漁業調整委員会の議題に取り上げられる前に、全国海区の事務局から、端末は委員会以外での目的外使用を認めないため、会計検査の対象となり、適正な管理を行うことが難しい。また、委員会は公開で行うことが原則であり、書面開催は認めないという旨の回答がありました。

令和4年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果の報告については以上とさせていただきます。

続いて、令和4年度北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議の提出要望について御説明をさせていただきます。

資料3-3を御覧ください。

先ほど報告をさせていただいた各省庁の回答及び昨年度に提出した要望の内容を基としまして、来年度の要望内容について事務局で検討させていただきました。

資料内の赤字については、昨年度の内容から変更した点となっております。

まず、沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整についてですが、水産庁から引き続き漁業者間の協議が行われるように対応するという回答があったことから、 昨年度の「対応すること。」という文末の記載から「指導すること。」と変更し て要望を行っております。

次のページを御覧ください。

次に、ミニボート利用者の海難事故と漁業被害の防止についてですが、昨年度の要望に対して水産庁と国土交通省のほうから、今後も情報共有等の広報活動を実施、普及活動も推進を行う。また、保険加入促進に努めるという回答があったことから、昨年度の要望を継続して努めていただくように同様の内容で要望を行っております。

次のページを御覧ください。

次に、外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保についてですが、昨年の要望に対し水産庁から、海底清掃に係る事業については、引き続き必要な額を確保できるように努力してまいりたい。漁業者に安全に操業してもらえるように努めてまいりたいという回答をいただいております。

よって、昨年度の要望内容について、「海底清掃の事業を拡充すること。」という記載を「事業の強化に継続して努めること。」と変更して要望を行っております。

次のページを御覧ください。

最後に、クロマグロの資源管理についてですが、昨年度の要望に対し水産庁のほうから、令和3年度から定置網漁業における混獲防止や魚種選択制向上の技術開発の推進をしているという回答を得られたことから、昨年度の要望内容である「クロマグロの選別・放流技術を早期に確立すること。」という要望を「クロマグロの選別・放流技術の確立について継続して努めること。」という内容に変更を行っております。

また、本年度は県内各地の定置網でクロマグロの大量入網がありましたが、 国からの追加配分等がなかったことから、国に対して県の入網状況に応じて国 の留保枠を有効に活用する等の柔軟な対応、またさらには当初の配分量検討の 段階で定置網等の待ちの漁業である沿岸漁業に対して配分割合を一定数増やす など、そういった配慮を行っていただくように国へ要望を新規で行っておりま す。

事務局から報告事項の説明は以上とさせていただきます。

小林会長: ただいま事務局から報告がありましたが、何か御質問、御意見ございません か。

森委員:クロマグロの選別・放流技術の確立について、今クロマグロ放流を行っているが、逃がしたマグロは全部死んでいるというのが実情なので、こういうことを書いてもうまく選別できるかどうか。現に放流したものは、もう海の底で死んでいるという報告がある。

マグロ規制の問題にしても、マグロは増えているのではないかということも

往々に聞いている。定置漁業も莫大なマグロを逃がして大変な被害を負っているため、何とかもっと考えたことをしていかねばと思う。

小林会長:この間、石田書記長と要望活動で、水産庁とお話ししたときに少し聞いたんですけど、生きているマグロは放流してください、死んでいるのは取ってきてくださいということで、その後のことは聞きませんでしたが、そういう回答でした。

あと、聞いたりするとどっちも話ややこしくなるかなと思ったので、私もそこでもう止めて、ああ、そうですかと止めたんですけど。

森委員:死んだのを取ってきてくださいと言っても、マグロの枠は決まっているでしょう。それに対して自分で食べていいということか。食べたら、また罰せられる、そのような卑怯なやり方は。

平野委員: それは市場へ出されんということや。

小林会長:なかなか回答は出せないのではないか。

森委員:だから回答でまた、各漁場でうまいことやれと。うまいことやると、今度は 法に引っかかり様々な処罰を受けることになるため、曖昧ではなく、もっと きちんとしてやってほしいなと思うね。

石田書記長:私のほうも小林会長と一緒に東京へ行かせていただいて、水産庁の説明を聞きますが、原則は国際的に約束をしているので守らないといけないと。その上で、取れるものについて枠の中で取っていただきたいと。少し増枠もありましたし、今後も資源状況回復すれば見直すというようなお話なので、それまでは、言い方は少し悪いですが、我慢していただくしかないのかなと思っております。

なので、要望はこういう要望として上げていって、実情についてはいろんな機会で水産庁に理解して、水産庁もかなり分かっていると思いますけれども、実態をお知らせしていくということで要望していく必要あるかなと思っております。

森委員:定置網は大型魚の枠が全然ない。そのため、今から冬敷の定置網の準備作業中ですけど、操業者は夢も希望もない状態である。マグロ取ったら逃がせよって。それでは本当にまずいだろう。 だから、これからも増粋されることあるですか。

石田書記長:それはあると思います。

森委員: うちらは歩合給になっているため、夏に取った者には夏は月給制でいいが、 歩合給だと各個人の収入になっていく。だから、マグロ1,000万逃がした ら、自分らの歩合が非常に少なくなる。そういうことも踏まえて考えてほしい なと思う。

これは大変な問題だと思う。またいろいろ折に触れて頑張って協議しましょ

う。

小林会長:マグロ保険も結構な保険で、継続している以上、どっちが得か考えると少し ぐらい増枠してもらってもどうなのかなと。増枠は要望でうちはやっていきま すけど、今のところマグロの保険聞いていると、うちではそのほうがいいので ないかなという気もするが、私は分かりませんがどうなのでしょう。

平野委員:会長、今のマグロ、生きているの放して死んでいるのは持って帰るというのは売ったらだめなのでしょう、当然。ここは突き詰められんやろうけど、一つの考えとして、言ってみると海の中全体の再生産を考えると、海へ死んだマグロを捨てる、捨てるというか置いてくるやり方によっては、例えばカニ漁場の辺りへやるとか、エビ漁場の辺りへやるとか、そういうところを区切ってやるとホットスポットになるのでないか。そういうことも結局は沿岸漁業にもつながっていく。海の中の活性化を図るために使うということも可能でないかなと。何かそういうことができないかなと。例えばカニ、あれだけ福井県の漁業は頼っていると、幾ら漁礁造っても食べる餌がなかったらカニは増えない。甘エビもどんどん取るが、これがやっぱりホットスポット的に栄養になって分解して、いろいろそれがまた餌になってプランクトン増えて、そういう循環を考えると何かいい方法を考えられないのかなと。行く行くはそれがマグロにもまた返ってくるのだと。

冨岡委員:底びきの立場からの話になりますけれども、実は今、平野さんおっしゃった みたいに、やっぱりある程度のバランスってあると思うんです。実際にはマグロは体も大きい。それが量的に捨てられると、むしろ海を汚しているということになるわけですよ、片方では。だから、多分水産庁が死んだものは持ち帰ってくれという言い方を一方的にするけれども、じゃ、持ち帰ったものの処分費は当然かかるわけですよ。これについてセットで考えると私は実は言っているんです。水産庁に。じゃないと無責任だと。

だから、今、会長おっしゃったそういった仮に循環でそういうふうにするにしても、それはある程度ルールをつくってやらないと、底びき網漁業とかかご漁業にすればむしろ逆効果。網がどろどろに腐ったものが入ってしまって、捕獲物も売れない。そういうことが起きているわけです。だから、そこはバランスがあると思います。

いずれにせよ死んだものは適当に処分してくれみたいなニュアンスというのは、このクロマグロの管理の中で一番闇になっているため、そこはしっかり持ち帰って処分するなら処分費というものをしっかり見てくれという要求の仕方もあるのではないかと思います。

小林会長:ほかに何かございませんか。

森委員:もうマグロは何言っても一緒や。

平野委員:今のお話やと、要するに死んだマグロはごみの扱いで持って帰ってきて処分 費を出せという動きが今あるということか。

冨岡委員:私どものほうはそういう要求を今している。

小林会長:底びきにも入るんやわ。

冨岡委員:入るんですよね。

小林会長:それがもう1匹、2匹ならいいが、あれは固まっているため、まき網とはいかないがまき網だと思っている。1匹や3匹なら死んだか何かだろうが、固まって入るということはまき網の中のやつが入ってくるのではないかなと思うが、もうあれが入ると仕事にならない。中の魚は金にならず、うちらも今年入って何回もという中で、臭いのと血の臭い、あんまりひどいのになると今度はマグロの骨が出ているためそれで網が破れたりと、ひどいらしい。

そういうのも水産庁は写真を撮ってきてくださいと、それで終わりである。

平野委員:粉砕してから餌やりに行くって、天然の魚に餌やりに行くっていうが。

森委員:マグロのそれですけど、取れって、どうせ死ぬなら持って帰ってきて、例えば私らのところ部落なら定置網というのは大体村張りのため、その部落内に分けるというのは、それでもいいのだろうか。

平野委員: それはいけない。

森委員:駄目でしょう。お金にしなければよいのではないか。

事務局:漁獲報告は出してもらわないといけないんです。

森委員:やっぱり出さないといけないということ。

事務局:漁獲報告が必要です。

森委員:どうせ死んで海に捨てるなら、持ってきて、みんなの口へ入れたほうがいい のではないかという考え。

平野委員:海に捨てるというのはいけない。捨てるというと不法投棄だと言うしな。

森委員: それもいけない。

事務局:漁獲報告が必要です。

髙橋委員:日本だけで決めているわけではないため、なかなか難しいところもマグロに 関してはあるのではないかな。

木邑委員:今年の春は河野の定置網に3億ぐらい入った、でっかい300キログラムのマグロが。もうみんな捨ててる。涙が出てきたって言っている、漁師はみんな。

事務局:そういうふうに漁師さん涙流しながら放流していると。ただ、本当に実効性があるのかというところで涙流しているのだと思うのですが、そういった意味で有効活用できるように、生きて入ったものは生きて逃げていけるような技術開発を国のほうの責任できっちり確立してほしいと。それはどういう方法になるのかはまだ、現実味があるのかどうかというのは分かりませんが、そこは我々としても、漁業者サイドとしても言い続けていくと。

技術開発ができないのであれば、何か次の支援をよろしくという流れじゃな かいなと思っています。

小林会長:なかなかマグロだけ逃がす網なんて。

森委員:朝行ってマグロ入っていると、網の中みんなひっくり返してくる。その日の 漁はなしだと、ゼロと一緒。生きてそのまま逃がさないといけないため、沖で みんなひっくり返してくる。

小林会長:何年か前もそういう話、水産庁と北海道の定置網の人としゃべっていたのですが、それができたら私一つしか網がないためあげるって言った。それはできない問題であり難しいと思う、網に関しては。

森委員:難しいね。早く資源が増えて自由に取れるようにならないといけない。

小林会長:マグロが増えてくると全ての魚、イカにしろ何にしろみんな食べてしまう。

平野委員:あれ、やっぱりマグロは海の中では種の頂点に立っているようなものだから 漁獲制限すれば一遍に増える。外敵がいない。ほかの魚に食べられる心配ない。 泳ぐのは速いし。いいかげんに資源管理の増枠もしないといけない。イカすら つかないという話になっている。

小林会長:マグロがそこにいたらイカが揚がってこない。もうそれで終わりって帰って こないといけない。なかなか難しい。マグロに関しては難しい話やね。日本だ けで決められるなら何とかなるが。

平野委員:増えたということを外国に説得しないといけない。ここまで被害になっているなら。

事務局: その辺は国際会議がちょうど今やっている最中みたいなので、そこで水産庁の ほう、日本としてデータを示しながら説得しているやに聞いていますが。

平野委員:増え過ぎてイカが取れないようになったとかそういうことも言っているのだろうか。

事務局:そこまで言っているかどうかは分かりません。

平野委員:そういうことが大事だ。そこのところが大事。

事務局:マグロは増えているので日本の枠を増やしてほしいという説得はしているみたいです。

平野委員:サンマもいないのはそのせいだって言わないといけない。

森委員: それはそうだが、持って帰って処分しろって言っているのだろう。

小林会長:その通りだ。

森委員:産業廃棄物だ。

平野委員:どういう処分をしたらいい、どういう処分をするの。部落に分けたらいけないのやろ。だめだろうな。そしたら、どういう処分する。

小林会長:それこそ自己判断に任せる。

平野委員:自己判断に任せるなら、人にやるしかない。

小林会長:売る買いは絶対だめだろうし。

平野委員:だから、曖昧なところはそこにある。どういう処分をするか、ちゃんと明確 に指針を示さねば、これはどうしようもない。

小林会長:言えないのだろう。

平野委員: それを言えないということ自体がもう話にならない。その指針すらも今のと ころできていない。自分で処理してくださいと。それ自体がおかしい。

森委員: そう。放流してくれということだ。死んでも放流してくれと。

平野委員:放流って、死んだものは持って帰ってくれというのだろう。それを勝手に。

森委員:うちへ持って帰ったら産業廃棄物や。

事務局:死んで持って帰ったやつは漁獲報告が必要。

平野委員:必要だが、その後のことは、その魚をどうする。漁獲報告するけど。

森委員:オーバーしたらいけない。

事務局:陸に揚げたやつは報告をしていただきます。

森委員:もちろんする。

事務局:それをどう売るか、配るか、穴に埋めるか、それは求められてないので。

森委員:求められてないのか。勝手にしたらいいのか。

事務局:だから、報告だけして、ただ、報告をすればそれだけ本当の水揚げの分は減りますわね。なので、あんまりそういうものは持ってあがらないほうがいいのではないかな。

平野委員:報告しないほうがいいということだ。

森委員:普通は放流といったら生きとるものは放流であり、死んだものは放棄だ。規 定では放棄って何も書いてない。

事務局:放流ができるような技術開発をしてくれって。

森委員:だから、放流は分かるけど、それは生きているから、網揚げたら死んでしまうのだから、それは死んだやつはどうするのかということ。そうすると、放流でない、放流してくれと言えない。生きているものは放流できるけど、死んだものは廃棄物、産廃だ。産廃になった場合どうしますかということを言わないといけない。放流のことは何も言っていない、それをやっぱり言わないといけない。保安部に言わせると、死んでしまって揚げたやつは全部産廃って言われるからね。それもやっぱりちゃんと言ってもらわないと。放流するだけなら分かるけど、放流は生きているもの、死んだら産廃。それです。どうもならない、こんなこと言ったら切りない。

小林会長: もういいですか。

木邑委員:ちょっと一つ、また違う話だが、今、北朝鮮のミサイルが入ってきているで しょう。あれは海区ではどういう対応しているのですか。これをちょっと聞き たいなと思って、今日は。もうそのままほっとくというだけですか。全然何も そういうのは関係なしで。

事務局: 北朝鮮のミサイルについては、調整という話ではなく、外交の話になるため、 知事会を通してとか、あと水産課の主務課長会議、そういったところを通して 行政のラインで国のほうに要望はしております。

木邑委員:全然関係なしということか。

事務局:漁業調整委員会としては関係なしとは言いませんが。

木邑委員: 言われるのでね。調整委員としてちゃんと言ってきたのかって。どうなって いるのかと言われるので。一応うちは関係ないですよって。

事務局:水産課長に物申しておきましたって言ってください。

木邑委員: それでいいんですね。

事務局:はい。

木邑委員:分かりました。

髙橋委員:これ以前から県へ要望して、無線なんか、J-ALERTもできたし、そしてみんな無線のあれに通知が来るようになっているし、そういった要望はこれまでしてきている。また、漁船保険においても戦乱保険として対応できるように措置されてはきている。

木邑委員: それは分かる。ただ、海区で何しているのかと言われたもので、聞いてきま すって来ただけで。

森委員: それはそうだ、言う人はいる。

木邑委員:海区でどんなもんやうなって言うもんがおるから。取りあえず結構です。行 政のことやからうちは関係ないですと言っておきます。

事務局:調整委員会としては関係ないので、調整委員として水産課に物申しておきましたと伝えてもらえれば。

木邑委員:分かりました。そう言っておきます。ありがとうございます。

小林会長: それでは、報告事項は以上といたします。

何かその他についてございませんか。

(「なし」の声あり)

小林会長:何もございませんか。

(「はい」の声あり)

小林会長: それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

どうも本日はありがとうございました。